

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	（情報政策課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	（農業施設管理課）	4
○特定調達契約に係る入札の公告……………	（漁業管理課）	4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	（治山課）	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	（治山課）	5
○森林法による通知に代える公示……………	（治山課）	5
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………	（建設部総務課）	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	（維持管理防災課）	6

道人事委員会規則

○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	6
--	---

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定……………	7
-----------------	---

告 示

北海道告示第413号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
 平成27年6月2日
 北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 パーソナルコンピュータの購入 123台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成27年8月31日
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年6月2日から同年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入 札 日 時 平成27年7月14日 午後1時30分（送付による場合は、同月10日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

- ア パーソナルコンピュータ 500台
- イ パーソナルコンピュータ 250台
- ウ パーソナルコンピュータ 300台
- エ パーソナルコンピュータ 100台

(2) 予定時期

- ア 平成27年9月中旬頃
- イ 平成27年11月中旬頃
- ウ 平成28年1月上旬頃
- エ 平成28年1月下旬頃

アからエまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 123
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 14, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than July 10, 2015)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第414号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 124台分 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成27年9月1日から平成32年8月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年6月2日から同年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階 テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 平成27年7月14日 午後2時30分（送付による場合は、同月10日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 500台

イ パーソナルコンピュータ 250台

ウ パーソナルコンピュータ 300台

エ パーソナルコンピュータ 100台

(2) 予定時期

ア 平成27年9月中旬頃

イ 平成27年11月中旬頃

ウ 平成28年1月上旬頃

エ 平成28年1月下旬頃

アからエまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告す

る。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

契約書は、作成を要する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 124 lset

B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., July 14, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than July 10, 2015)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo

Nishi 6-Chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5285

北海道告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（東和地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成27年6月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第416号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船はくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成27年7月23日から同年8月21日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数150トン型船舶（鋼船）を入渠できる乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年6月3日から同月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 平成27年7月14日 午後1時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5486

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 14, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than the same time)
C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo Nishi 6-Chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第417号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡中頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
(3) 解除の理由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(3) 解除の理由 ダム用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解除の理由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第418号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新冠町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を八雲町の掲示場に掲示した。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第398号
- 2 所在が不明な者 磯島 榮作、磯島 靖一、磯島 友太郎、永井 正吉、加我 長吉、加藤 吉五郎、加藤 吉太郎、加藤 春次郎、加藤 龍五郎、関村 季太郎、関村 宰太郎、岸田 鉄藏、岩浦 清次郎、久保市 金藏、久保市 忠吉、久保市 忠藏、荒谷 留藏、荒田 義雄、黒田 源太郎、佐々木 賢藏、佐々木 市三郎、佐々木 市太郎、佐々木 秋藏、佐々木 房吉、佐藤 寿量、佐藤 八三郎、佐藤 富藏、佐藤 林作、佐藤 國太郎、三浦 鶴松、山下 耕市、山下 勝次郎、山吹 ツエ、手塚 長次、小西 権八、小西 周治、杉村 マル、杉村 久吉、杉村 慶治、杉村 源次郎、成田 豊作、齊藤 勇太郎、石塚 末太郎、石塚 勇治、石田 重郎兵エ、赤泊 勝太郎、赤泊 勝雄、赤泊 与吉、大坂 梅太郎、沢田 梅作、中村 藤吉、中村 藤藏、坪谷 三郎、坪谷 治右エ門、田村 一治、田村 一正、田村 金次郎、田村 春光、田村 順治、田村 初治、田村 小三郎、田村 惣吉、田村 多助、田村 忠太郎、田村 貞治、田中 久四郎、田中 淳次郎、田中 正、田中 禮三、土谷 栄吉、土谷 樞次郎、土谷 末藏、土田 林藏、藤島 初之助、北川 勝由、木村 イセ、木村 定雄、木谷 重作、木谷 勝太郎、木谷 多兵衛、木谷 藤太郎、目谷 庄五郎、澤田 梅作

北海道告示第420号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 東日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事
- 3 手続が開始される土地
- (1) 収用の手続が開始される土地 北海道小樽市蘭島2丁目、忍路2丁目、忍路1丁目、桃内2丁目及び塩谷4丁目地内
- (2) 使用の手続が開始される土地 北海道小樽市蘭島2丁目及び忍路2丁目地内
- 4 手続が開始される土地を 小樽市役所

表示する図面の縦覧場所

北海道告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年6月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽石山1-(4) (Ⅱ-1-23-576)
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市石山町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月2日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則16-27

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中13の項を削り、14の項から21の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中3の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年6月2日

北海道収用委員会会長 松浦 正典

1 事件名

平成27年（収）第13号道道小樽西インター線新設工事収用事件

2 起業者の名称

北海道

3 事業の種類

道道小樽西インター線新設工事（北海道小樽市塩谷4丁目地内から同市塩谷3丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日	受付番号
小樽市 塩谷4丁目	77番7	畑	4,165	3,770.52	672.50	(亡) 森本ハル法定相続人 (別表のとおり)	別表のとおり	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

平成27年5月22日

別表

土地所有者	
氏名	住所
(亡) 森本ハルの法定相続人 (法定相続持分504分の72) 安達 ミネ (法定相続持分504分の72) Toyono Morimoto Smith (法定相続持分504分の12) 吉田 フミ子 (法定相続持分504分の42) 斉藤 ソノ (法定相続持分504分の24) 森本 智恵子 (法定相続持分504分の24) 三本木 節子 (法定相続持分504分の24) 水嶋 正子 (法定相続持分504分の72) 清水 義昭 (法定相続持分504分の18) 加藤 弘子	札幌市南区藤野4条5丁目2番7-103号 Charlton Place Assisted Living located at 9723, South Steel Street, Tacoma, Washington 98444, United States of America 小樽市奥沢3丁目26番20号 札幌市西区琴似4条2丁目1番1-2206号 札幌市南区北ノ沢3丁目12番32号 小樽市若松2丁目1番114号 朝日プラザ南小樽 札幌市北区西茨戸2条1丁目1番12号 愛知県東海市高横須賀町5丁目18番地 札幌市中央区円山西町9丁目5番13号

(法定相続持分504分の18)

高田 澄江

札幌市北区新琴似4条6丁目7番19号

(法定相続持分504分の18)

森本 繁二

小樽市新光3丁目34番3号

(法定相続持分504分の4)

沖野 富久子

札幌市西区発寒3条3丁目5番16-301号

(法定相続持分504分の8)

齋藤 由美子

札幌市白石区川北5条1丁目7番11号

(法定相続持分504分の8)

沖野 茂夫

札幌市清田区平岡9条1丁目13番20号

(法定相続持分504分の6)

吉田 隆行

青森県青森市大字筒井字八ツ橋51番地11

(法定相続持分504分の6)

吉田 彰

札幌市白石区本通9丁目南9番5号アーバンコート401号

(法定相続持分504分の12)

坂本 メイ子

小樽市桜5丁目16番13号

(法定相続持分504分の12)

青木 和浩

埼玉県久喜市伊坂36番地130街区5

(法定相続持分504分の18)

斉藤 政一

札幌市西区琴似4条2丁目1番1-2206号

(法定相続持分504分の12)

斉藤 幸子

札幌市清田区北野1条2丁目8番5-305号

(法定相続持分504分の9)

森本 淳一

小樽市最上2丁目24番4号

(法定相続持分504分の9)

中田 由紀子

札幌市西区発寒6条13丁目1番55号

(法定相続持分504分の2)

沖野 知行

旭川市忠和3条5丁目2番16号

(法定相続持分504分の2)

沖野 正行

旭川市豊岡5条10丁目1番5号